

各区の公会堂及び区民文化センターへの ネーミングライツ(施設愛称命名権)導入検討 に伴うサウンディング型市場調査

横浜市では、各区の公会堂(開港記念会館を除く17館)及び区民文化センター(フィリアホール、ボッシュホールを除く11館)について、持続可能な施設運営、施設の魅力向上、そして地域の活性化を目的に、ネーミングライツの導入を検討しています。

このたび、事業者の皆様との「対話」を通じて導入の可能性を探るため、導入パターンや募集条件、市場性、ネーミングライツ料の価格水準、スポンサーとしてのメリットなどについて、幅広くご意見・アイデアをお伺いする「サウンディング型市場調査」を実施いたします。

本調査は、今後の導入に向けた検討の参考とさせていただきますので、ぜひ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 対話参加の申込み(事前申込制)

対話への参加を希望される方は、以下の申請フォームよりお申し込みください。

(1) 申込期間 令和8年10月5日(月)～令和8年12月4日(金)17:00まで

(2) 申込先 電子申請システム



(URL) <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/3a74a3fd-3b61-4704-be02-e68226ca88f3/start>

2 対話の実施(アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。)

(1) 対話実施期間 令和8年12月14日(月)～令和8年12月18日(金)各社30分～60分程度

(2) 場 所 横浜市役所会議室

※集合場所等は後日ご連絡します。

※オンラインによる対話を希望される場合は、申込時にお伝えください。

(3) 対 象 者(下記「5(5)参加除外条件」もあわせてご確認ください)

各区公会堂や各区区民文化センターへのネーミングライツ事業のスポンサーとなる意向や関心を有する事業者等(両方へのネーミングライツ導入またはどちらか施設へ関心を持っていただいている場合どちらでも構いません)

※市内・市外の事業者等を問いませんが、個人は対象となりません。

3 対話の目的及び対象施設の概要

(1) 背景・目的

横浜市では、各区公会堂(開港記念会館を除く17館)と各区区民文化センター(フィリアホール、ボッシュホールを除く11館)について、持続可能な施設運営、施設の魅力向上、そして地域の活性化に貢献するため、ネーミングライツの導入を検討しています。

今回実施するサウンディング型市場調査では、「4 対話内容(1)」に記載された質問項目について、事業者の皆様からのご意見・アイデアをお伺いし、民間事業者と本市の双方にとってメリットのある仕組みとなるよう、今後の検討の参考とすることを目的としています。

(2) 対象施設の概要

公会堂とは、「市民の集会その他各種行事の用に供する目的」で各区に1館設置されている市民利用施設です。メインの機能として全館に講堂（収容人数500人～600人程度）が整備されており、市民団体の発表やイベント会場として利用されています。その他、会議室や和室など市民活動に利用できる諸室が整備されています。

区民文化センターとは、「地域に根差した個性ある文化の創造に寄与する目的」で横浜市内に13館設置されている市民利用施設です。各区の実情に合わせてホール（収容人数300人～550人程度）や音楽多目的室が整備されており、演奏会を中心に利用されています。その他、ギャラリー機能や練習室なども整備されており、市民の文化活動を支える施設です。

なお、今回対象となる区民文化センター11館については、現在区民投票で決定した愛称が付いていますが、今回のネーミングライツ導入については、現在の愛称を削除せず、別途追加する形式を想定しています。

（例：〇〇区民文化センター Supported by 企業名、スポンサー愛称＋現愛称）

施設個別の詳細情報に関しては、別紙「対象施設における詳細情報」をご参照ください。

4 対話内容（対話において、お聞きしたいと考えている項目です）

（1）対話内容

主に、下記の質問項目について、ご意見・ご提案をお聞かせいただきたいと考えています。

なお、自ら（広告代理店等の場合はそのクライアント）がネーミングライツ事業のスポンサーとなることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

あわせて、公会堂や区民文化センターにおけるネーミングライツの潜在的可能性、事業推進上の課題・問題点など、今後の検討において参考となる事項についてもお聞かせください。

質問項目
①本調査に参加された理由 参加を決められた理由をご教示ください。 また、公会堂や区民文化センターのネーミングライツを取得することによって得られると考えているメリットをご教示ください。
②ネーミングライツ（命名権）の取得パターン 命名権を取得する場合の希望パターン（例：「全公会堂や全区民文化センターをまとめて取得」「特定の公会堂や区民文化センターのみ取得」「公会堂や区民文化センターとそれ以外の市民利用施設と合わせて取得」など）があればご教示ください。
③契約金額（ネーミングライツ料） 妥当と考えられる金額（年額）及びその理由についてご教示ください。
④契約期間 妥当と考えられる契約年数 及びその理由についてご教示ください。 また、現時点では各公会堂や区民文化センターの指定管理者の指定とネーミングライツの契約の更新時期を合わせることを想定しています。この点についての御意見をお聞かせください。
⑤命名権取得にあたっての課題 取得にあたって課題と感じられる点があれば、ご教示ください。
⑥希望するスポンサーメリット 取得にあたって希望されるスポンサーメリットがあれば、ご教示ください。
⑦施設の魅力向上や地域貢献に繋がる提案 施設の魅力向上や地域貢献につながるイベント等の実施や施設で行われる催事への協賛などご提案があれば、ご教示ください。

⑧施設への愛称表示の費用負担
事業者が設置・撤去費用を負担することについてどのようにお考えか、ご教示ください。 また、ネーミングライツ導入に伴い、施設が作成するチラシや HP の更新費用を負担することについてどのようにお考えか、ご教示ください。
⑨スケジュールについて
下記の想定スケジュールを踏まえ、貴社において実現可能なスケジュールかお聞かせください。
⑩その他
疑問点や自由意見など

(2) 対話の進め方

質問項目にそって、市側から質問をさせていただきます。お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

5 留意事項

(1) 参加及び対話内容の取扱い

- ・ **対話の参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。**
- ・ 対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- ・ 提出資料の著作権は各対話参加者に帰属しますが、返却はいたしかねます。

(2) 対話に関する費用

- ・ 対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

- ・ 本調査終了後も必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際には、ご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- ・ 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。
- ・ 公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。
- ・ 参加事業者等の名称や特定できる情報及び企業ノウハウ等の知的財産に関わる内容は公表しません。

(5) 参加除外条件

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- エ 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準の規定に違反している事実がある者

(6) 参考情報

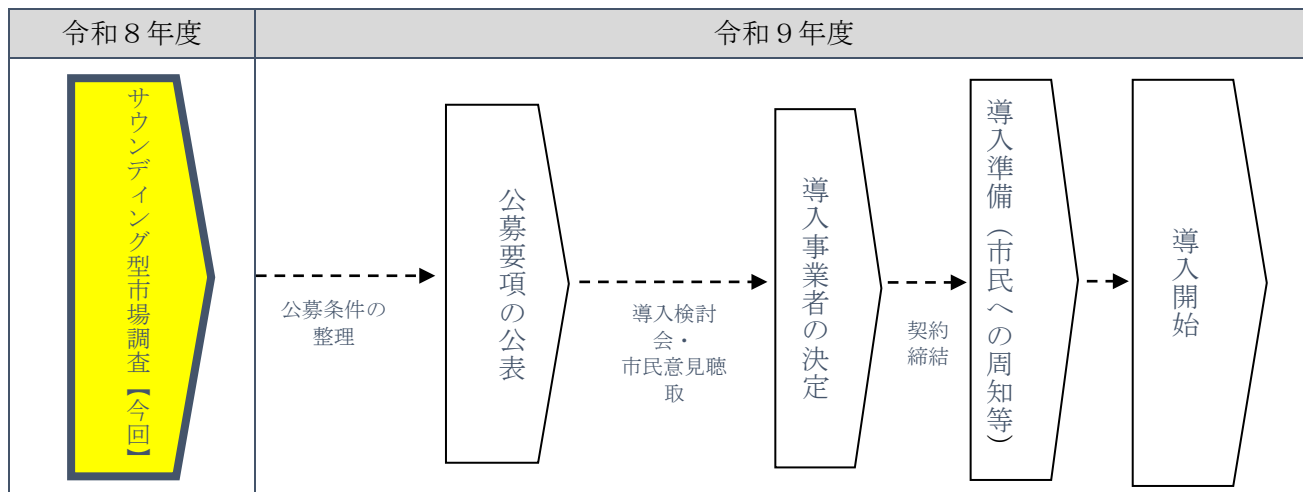
- ・政策経営・国際戦略局財源確保推進課 HP（ネーミングライツ紹介ページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/naming-rights/naming-rights.html>

(7) 今後の想定スケジュール

標準的なスケジュールを記載しています。

※公募対象施設や検討状況などにより異なりますので、あらかじめご了承ください。



6 参加申込・その他連絡先

【施設や質問項目に関すること】

連絡先 横浜市 市民局 地域施設課 及び 横浜市 にぎわいスポーツ文化局 文化振興課
ネーミングライツ担当
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話・FAX 045-671-2326 / 045-664-5295
E-mail sh-namingrights@city.yokohama.jp

【参加申込や当日の対応に関すること】

連絡先 横浜市 行財政局 共創推進課
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話・FAX 045-671-4395 / 045-663-3501
E-mail gz-ppp@city.yokohama.lg.jp